

令和 8 年度那覇市 L R T 需要予測検討業務に関する  
プロポーザルの実施について

令和 8 年度那覇市 L R T 需要予測検討業務に関するプロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 業務の概要

(1) 業務名称

令和 8 年度那覇市 L R T 需要予測検討業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(3) 業務内容

別添の業務内容書のとおり

2 選定方法

受注者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、参加資格要件を満たす者のうちから、L R T 導入に関する業務に係る公募型プロポーザル審査委員会の審査により、最も優れた提案を行った者を選定する。

3 参加資格

(1) 参加資格者に共通して求める要件（全ての構成員が該当する。）

1) 共同企業体（JV）であること。

2) 地方自治法施行令（平成 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

3) 国土交通大臣の定める建設コンサルタント登録規程に基づく建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門または道路部門）を受けている者であること。

4) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。

5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

6) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前からプレゼンテーションの日までの間に不渡り等を生じていない者であること。（4）に該当する者を除く。）

7) 本市に本店若しくは支店又は営業所を有する法人の場合、那覇市の市税を滞納して

いないこと。また、市外又は県外に本店をおく法人の場合、所在する市区町村の税を滞納していないこと。

- 8) 役員に破産者及び拘禁刑に処せられている者がいないこと。
- 9) 申請しようとする法人及びその役員並びに個人が、那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- 10) 企画提案書等提出時の見積額が見積上限額の範囲内であること。

(2) 共同企業体にあたっての要件

- 1) 共同企業体の代表構成員が応募を行うこと。
- 2) 自主結成方式とする。
- 3) 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- 4) 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

(3) 参加者の実績及び管理技術者等の要件（代表構成員を対象とする。）

1) 企業に関する要件

①配置予定技術者については、2)、3)に挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務委託に配置できること。

②同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務 1 件以上を有さなければならない。

a 同種業務：国、地方公共団体又はそれに準ずる機関における新たな公共交通システム導入に関する交通需要予測業務

（LRT、BRT など、新たな公共交通システムの導入可能性調査や基本計画等策定、その他都市圏全体の交通施策の方向性を定めるマスタープランの策定・改訂における四段階推計法による需要予測を含む業務。）

b 類似業務：国、地方公共団体又はそれに準ずる機関における道路網整備または駅、港、空港等の大規模交通結節点に関する交通需要予測業務。

2) 配置予定技術者の資格に関する要件（代表構成員が以下①②を配置すること。）

①管理技術者

予定技術者は、下記に示す条件を満たす者であり、以下いずれかの資格保有者であること。

[1] 技術士（総合技術監理部門「建設：道路又は都市及び地方計画」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] 技術士（建設部門：道路又は都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[3] RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている

者。

②照査技術者

「①管理技術者」に要する資格と同じ。

3) 配置予定技術者の業務実績に関する要件(代表構成員が以下①②を配置すること。)

①管理技術者

管理技術者は、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、下記 a 若しくは b の実績を 1 件以上有すること。

再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は、管理技術者又は担当技術者とする。

a 同種業務：5.(3)1)の同種業務と同じ。

b 類似業務：5.(3)1)の類似業務と同じ。

②照査技術者

「①管理技術者」の業務実績に関する要件と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。

(4) 代表構成員以外の構成員に求める要件

1) 少なくとも 1 者は、那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する令和 7・8 年度の建設工事等入札参加資格者名簿(県内)に登録されている者であること。

2) 業務実績に関する要件

下記に示される業務について、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による実績は含まない。)において、企業単体もしくは共同企業体構成員として、1 件以上の実績を有さなければならない。

業務実績：国、地方公共団体又はそれに準ずる機関における都市交通または都市計画に関する計画策定等業務

(都市交通マスタープラン、総合交通戦略、地域公共交通計画、総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、区域マスタープランなど)

#### 4 手続き等

(1) 募集要領等の配布

令和 8 年 6 月 24 日(水)から令和 8 年 7 月 23 日(木)の間に、那覇市都市計画課ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出書類の提出(「参加表明書等」および「企画提案書等」)

①提出期限：令和 8 年 7 月 23 日(木)午後 5 時 15 分(必着)

②提出方法：事務局に直接持参または郵送

(郵送の場合は受付期間までの必着とする。)

(3) 事務局

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎9階  
那覇市 都市みらい部 都市計画課 交通政策・LRT推進室

担当者： 與儀（竜）、與儀（謹）、上原

電話： 098-951-3246（直通）

FAX： 098-951-3245

e-mail： T-TOSI001@city.naha.lg.jp

那覇市都市計画課ホームページ：

<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/cityhall/sosiki/sosiki/bukyoku/tosimiraibu/tokei.html>